

## その他の掲示義務事項

### ○医療情報・システム基盤整備体制が下記のように整いました。

- ①オンライン資格確認を行う体制を有しました
- ②当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を、取得・活用して診療を行う体制を有しました。

これに伴い、令和5年10月1日より、外来患者様の“マイナンバーカード”が保険証として使えることになりました。詳しくは、職員にご確認下さい。

### ○当診療所では、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

#### <マイナンバーカード利用のメリット>

- ・薬剤情報等の提供に同意をすると、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できるため、データに基づく適切な医療が受けられます。
- ・限度額適用認定証がなくても、手続きなしで高額療養費制度における限度額を超える分の支払いが不要となります。
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単になります。